First for You
あなたとともに

第117期
定時株主総会
招集ご通知

日　時

2020年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

場　所

栃木銀行本店６階大会議室
栃木県宇都宮市西２丁目１番18号

※昨年と会場が変更になっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が懸念されておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

目　次

■第117期定時株主総会招集ご通知…… 1
■**株主総会参考書類**…… 6
第１号議案　剰余金処分の件…… 6
第２号議案　取締役４名選任の件…… 7
第３号議案　監査役２名選任の件…… 10
【添付書類】
■第117期事業報告…… 12
■計算書類…… 25
■連結計算書類…… 27
■監査報告書…… 29

**本年は、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。**

TOCHIGI 栃木銀行
ホームページ https://www.tochigibank.co.jp/

証券コード:8550
2020年６月５日

株 主 各 位

栃木県宇都宮市西２丁目１番18号
株式会社　**栃 木 銀 行**
取締役頭取　黒 本 淳 之 介

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使についてはご出席の他、「議決権行使等についてのご案内」（２頁）のとおり、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご覧いただきまして、2020年６月25日（木）午後５時までに議決権をご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前９時）

2. 場　　所　栃木銀行本店６階大会議室
栃木県宇都宮市西２丁目１番18号

3. 目的事項

報告事項
(1) 第117期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
(2) 第117期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことが出来ます。

1 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、第117期定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年６月26日（金）
午前10時

2 郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに当方に到着するようご返送ください。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、下記をご参照ください。

行使期限

2020年６月25日（木）
午後５時までに到着

3 インターネットで議決権を行使される場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト
▶https://soukai.mizuho-tb.co.jp/
にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

※詳細は次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

行使期限

2020年６月25日（木）
午後５時までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内

（議決権行使書イメージ）

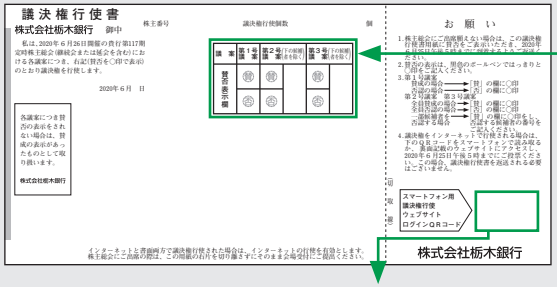

スマート行使に必要なQRコードが記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

賛成の場合 → **「賛」** の欄に○印
否認の場合 → **「否」** の欄に○印

第2号議案　第3号議案

全員賛成の場合 → **「賛」** の欄に○印
全員否認する場合 → **「否」** の欄に○印
一部の候補者を否認する場合 → **「賛」** の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることが出来ます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。

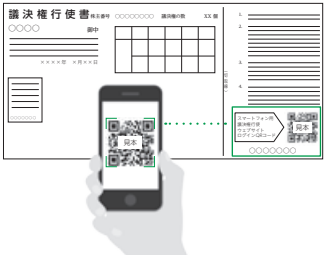

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

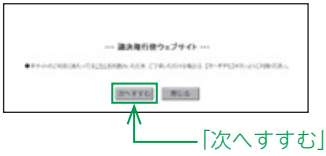

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

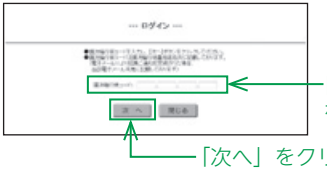

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

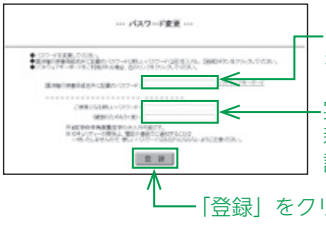

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

1．インターネットによる議決権行使について

(1)「スマート行使」による方法

・同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（ID・パスワードのご入力は不要です）。

・「スマート行使」による議決権行使は１回限りです。

(2) 書面による議決権行使に代えて、当行の指定する「議決権行使ウェブサイト」（下記ＵＲＬ）にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、初回ログインの際にはパスワードを変更いただきます。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

(3) 行使期限は2020年６月25日（木曜日）午後５時までです。期限時刻までにご入力を完了いただく必要があります。

(4) インターネット接続にかかる費用は株主様のご負担となります。

（ご注意）

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードについて当行よりお尋ねすることはございません。

・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用出来なくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**〈みずほ信託銀行　証券代行部〉**（以下）までお問い合わせください。

(1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－768－524**（平日　９：00～21：00）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル　**0120－288－324**（平日　９：00～17：00）

〈ご参考：機関投資家の皆様へ〉

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、（株）東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記１．のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことが出来ます。

●インターネット開示事項について

（1）本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.tochigibank.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「株主資本等変動計算書」「個別注記表」および「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」として表示すべき事項も含まれております。

（2）株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.tochigibank.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

●代理人による議決権行使について

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

●重複行使の取扱い

議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとさせていただきます。

●議決権の不統一行使

議決権の不統一行使を行う場合は、株主総会開催の日の３日前までに、書面をもってその旨と理由をご連絡いただきますようお願い申し上げます。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分の件につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第117期の期末配当につきましては、足元の収益環境および当行の中長期の利益水準を保守的に踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金　銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当行普通株式１株当たり　　２円50銭
　総　額　　260,947,685円
　なお、第117期の中間配当金として２円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は５円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　2020年６月29日（月曜日）

第２号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役植木栄、橋本佳明、近藤浩、麻生利正の４名が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当行における地位および担当	取締役会出席状況
1	植木（うえき）　栄（さかえ）　再任	取締役副頭取 （人事部、資金運用部、事務システム部担当）	11／11回 （100%）
2	橋本（はしもと）　佳明（よしあき）　再任	常務取締役 （リスク管理室、審査部、個人ローン審査室、資産査定室、管理部担当）	11／11回 （100%）
3	近藤（こんどう）　浩（ひろし）　再任	取締役本店営業部長	11／11回 （100%）
4	麻生（あそう）　利正（としまさ）　再任　社外	社外取締役	11／11回 （100%）

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1 再　任	植木　栄（うえき　さかえ） （1958年１月12日生）	**2010年６月** 当行取締役 審査部長委嘱 **2013年６月** 当行常務取締役 審査部長委嘱 **2014年６月** 当行常務取締役 **2018年６月** 当行専務取締役 **2019年６月** 当行取締役副頭取（人事部、資金運用部、事務システム部担当）	42,000株
	取締役候補とした理由	1980年４月当行入行、幸手支店長、馬場町支店長、営業統括部CS推進室長、東京支店長兼東京事務所所長等を歴任しました。2010年６月取締役に就任し、審査部長を委嘱され、2013年６月より常務取締役、2018年６月より専務取締役、2019年６月より取締役副頭取を務めております。 銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役として的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者としました。	
2 再　任	橋本　佳明（はしもと　よしあき） （1961年10月27日生）	**2014年６月** 東京支店長兼東京事務所長 **2016年６月** 当行取締役 営業統括部長委嘱 **2018年６月** 当行取締役 越谷支店長委嘱 **2019年６月** 当行常務取締役（リスク管理室、審査部、個人ローン審査室、資産査定室、管理部担当）	24,200株
	取締役候補とした理由	1984年４月当行入行、蒲生西支店長、真岡西支店長、黒磯支店長、東京支店長兼東京事務所所長等を歴任しました。2016年６月取締役に就任し、営業統括部長を委嘱され、2019年６月より常務取締役を務めております。 銀行経営に関する豊富な業務知識・経験に基づき、当行の取締役として的確、公正かつ効率的に業務を遂行しており、今後とも経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者としました。	
3 再　任	近藤　浩（こんどう　ひろし） （1962年７月25日生）	**2013年６月** 陽南支店長 **2015年６月** 越谷支店長 **2016年７月** 執行役員越谷支店長 **2018年６月** 当行取締役 本店営業部長委嘱	13,100株
	取締役候補とした理由	1986年４月当行入行、審査部主任調査役、戸祭支店長、本店営業部副部長、陽南支店長、越谷支店長、執行役員越谷支店長等を歴任しました。 2018年６月取締役に就任し、本店営業部長を委嘱されております。 当行職員として永きに亘り銀行業務に携わり、その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、経営環境の変化に対応した経営判断を適切に行えるものと判断し、取締役候補者としました。	

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
4 再　任 社　外	麻生（あそう）　利正（としまさ） （1945年２月28日生）	**1968年４月**　栃木県庁入庁 **2007年４月**　副知事 **2011年３月**　副知事退任 **2011年４月**　栃木県済生会副会長兼業務担当理事 **2014年４月**　栃木県済生会支部長 **2014年６月**　当行社外取締役 **2015年４月**　一般財団法人とちぎメディカルセンター理事長 **2018年６月**　同　会長（現任）	13,400株
	社外取締役候補とした理由	2014年６月社外取締役に就任しました。 一般財団法人とちぎメディカルセンターにて企業経営に携わる一方、栃木県副知事、栃木県済生会支部長等、地方自治の執行および企業経営に係る要職を歴任しました。 その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に関し、社外取締役として職務の適切な遂行とともに、取締役会の透明性の向上および経営監督機能の強化につながると判断し、社外取締役候補者としました。	

（注）１．各取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
２．麻生利正氏は、社外取締役候補者であります。
３．麻生利正氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、６年であります。
４．麻生利正氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
５．当行は麻生利正氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役塚本美貴吉、西江章の２名が任期満了となります。
つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当行における地位	取締役会出席状況
1	西江（にしえ）　章（あきら）	再　任 社　外	社外監査役	11／11回 (100%)
2	須賀（すか）　英之（ひでゆき）	新　任 社　外	－	－

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
1 再　任 社　外	西江（にしえ）　章（あきら） (1950年８月18日生)	1974年４月　大蔵省入省 2001年７月　関東信越国税局長 2004年７月　東京国税局長 2005年７月　国税庁税務大学校長 2006年８月　独立行政法人通関情報処理センター理事 2008年４月　横浜市立大学国際マネジメント研究科特別契約教授 2008年７月　弁護士登録（第一東京弁護士会） 2010年３月　オリックス信託銀行株式会社(現オリックス銀行株式会社）社外監査役 2010年６月　株式会社二葉　社外監査役（現任） 2010年６月　三栄源エフ・エフ・アイ株式会社社外監査役（現任） 2016年６月　当行　社外監査役 2018年９月　明哲綜合法律事務所開設 2018年９月　ウェルス・マネジメント株式会社社外取締役（現任）	6,700株
	社外監査役候補とした理由	2016年６月社外監査役に就任しました。 弁護士として法務に携わる一方、関東信越国税局長、東京国税局長、オリックス銀行株式会社監査役等、金融・経済に係る要職を歴任しました。 その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、公正中立の立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行することが出来るものと判断し、社外監査役候補者としました。	

候補者番号	氏　名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
2 新　任 社　外	須賀（すか）　英之（ひでゆき） （1955年１月25日生）	**1977年 4月** 日本興業銀行（現みずほ銀行）入行 **1982年 9月** 学校法人須賀学園副理事長・評議員兼任 **1999年10月** 日本興業銀行本店営業部第10部兼業務部副部長 **2000年 9月** 日本興業銀行退職 **2003年 4月** 那須大学（現宇都宮共和大学）学長（現任） **2004年 4月** 宇都宮短期大学学長（現任） **2007年11月** 宇都宮商工会議所副会頭 **2010年 4月** 宇都宮短期大学附属中学校校長（現任） **2015年 4月** 宇都宮短期大学附属高等学校校長（現任） **2018年 4月** 学校法人須賀学園理事長（現任）	０株
	社外監査役候補とした理由	学校法人須賀学園にて教育に携わる一方、栃木県産業再生委員会地域金融再生部会会長、栃木県次期プラン策定懇談会会長、栃木県文化振興審議会会長、うつのみや産業振興協議会会長、宇都宮まちづくり推進機構理事長等、地域の文化・経済産業・まちづくりに係る公職を歴任しました。 その経歴を通して培った豊富な経験と知識により、公正中立の立場で、社外監査役としての職務を適切に遂行出来るものと判断し、社外監査役候補者としました。	

(注) １．各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
２．西江章および須賀英之の両氏は社外監査役候補者であります。
３．西江章氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年であります。
４．西江章氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。なお、須賀英之氏についても、独立役員として届け出る予定であります。
５．須賀英之氏の社外監査役就任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、西江章氏とは、責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以　上

（定時株主総会招集ご通知添付書類）

第117期事業報告

2019年４月１日から2020年３月31日まで

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

《主要な事業内容》

当行は、栃木県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、本店のほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務を中心に、商品有価証券売買業務、証券投資信託の窓口販売業務、生損保商品の窓口販売業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託及び付帯業務等を行い、地域のお客様に幅広い金融商品・サービスを提供しております。

《金融経済環境》

当期の経済情勢は、米中の貿易摩擦をはじめとする世界経済への影響や、2019年10月から実施された消費税増税の影響が懸念される中、雇用情勢や個人消費の持ち直しを背景に、2019年12月までは緩やかな景気回復を続けてまいりました。しかし、2020年１月、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大する中、国内でも感染が確認され、その後も国内での感染拡大は続き、東京オリンピック・パラリンピックの延期や各種学校の休校、文化芸術・スポーツイベント等で中止や延期に至る事態となりました。

その結果、全国的に幅広い業種で営業の縮小や自粛を余儀なくされる状況となり、日本経済は失速し、大きく影響を受ける事態となりました。また、新型コロナウイルスの事態収束見通しと経済情勢の先行きも依然不透明な状況となっております。

当行の主たる営業基盤である栃木県ならびに埼玉県経済においても、同様に幅広い業種で営業の縮小や自粛を余儀なくされており、地域経済の先行きについても依然不透明な状況となっております。

金融情勢につきましては、国内では日本銀行による超緩和的な金融政策のもと、長期金利（10年国債利回り）は△0.286％から0.078％圏内で推移しました。ドル円相場は、2020年２月20日にかけて2019年４月以来の１ドル112円まで上昇しましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い激しく変動し、３月９日には2016年11月以来となる101円19銭まで下落しました。日経平均株価も、堅調な企業業績を背景に2020年１月20日には年初来高値の24,083円となるものの、３月に入ってからは大きく変動し、３月19日には年初来安値の16,552円をつけるなど、値動きの荒い展開となりました。

《事業の経過及び成果》

このような経済・金融情勢の下、2017年４月にスタートさせた「第九次中期経営計画」の最終年度となる当期の業績は次のとおりとなりました。

主要勘定につきましては、預金の期末残高は、個人預金の増加等により前期比429億円増加し２兆7,122億円となりました。

貸出金の期末残高は、個人・中小企業向け貸出の増加等により前期比228億円増加し１兆9,487億円となりました。

有価証券の期末残高は、市場動向を注視し運用した結果前期比５億円減少し5,302億円となりました。

経常収益につきましては、株式等売却益の減少等により前期比５億87百万円減少の390億45百万円となりました。

経常費用につきましては、国債等債券売却損の減少等により前期比15億18百万円減少の351億６百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比９億31百万円増加の39億39百万円、当期純利益は前期比２億71百万円増加の17億48百万円となりました。

《対処すべき課題》

当行を取り巻く経営環境は、少子高齢化の進展と金融デジタル化の進展をはじめとする外部環境の変化により、他金融機関との競争激化が予想されます。これに伴いお客様のニーズも多様化・高度化する中、当行がこれからも地域で選ばれ続ける銀行になるためには、一人でも多くのお客様と顔の見える関係を築き、お客様と一心同体となり、課題や困りごとを解決することで地域社会の発展や成長に貢献していくことが必要です。

当行は、2020年４月より第十次中期経営計画をスタートさせ、『課題解決に強い銀行』へ進化を成し遂げるための３年間といたしました。当行はこれまで築いてきた地域シェアやお客様とのネットワークをさらに充実させ、当行の強みであるコンサルティングの質をさらに向上させてまいります。そのために注力すべき３つのテーマ『コンサルティング機能を活かしたお客様への提供価値の充実』『お客様志向を実現するための人材育成』『お客様を支える持続可能な経営基盤の確立』を掲げ、お客様の様々な困りごとにワンストップで対応できる『お客様サポート体制』を確立いたします。

これにより当行は、お客様の安定した資産形成や、企業の持続的な事業価値の維持・向上に貢献するなど、お客様の人生や経営にとってなくてはならない存在を目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預金	26,068	26,403	26,693	27,122
定期性預金	11,334	11,057	10,620	10,230
その他	14,734	15,346	16,072	16,892
貸出金	18,772	18,882	19,258	19,487
個人向け	5,988	6,053	6,192	6,335
中小企業向け	8,202	7,923	8,196	8,270
その他	4,581	4,905	4,869	4,881
商品有価証券	2	1	1	1
有価証券	4,609	4,781	5,308	5,302
国債	1,634	860	806	935
その他	2,975	3,920	4,501	4,366
総資産	28,375	28,579	28,814	29,122
内国為替取扱高	69,881	69,343	68,896	68,345
外国為替取扱高	百万ドル 166	百万ドル 299	百万ドル 255	百万ドル 121
経常利益	百万円 12,105	百万円 6,152	百万円 3,008	百万円 3,939
当期純利益	百万円 7,660	百万円 4,300	百万円 1,477	百万円 1,748
1株当たり当期純利益	円 銭 73 61	円 銭 41 29	円 銭 14 17	円 銭 16 75

注．記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,635人	1,656人
平均年齢	38年8月	38年6月
平均勤続年数	16年3月	16年0月
平均給与月額	366千円	363千円

注1．使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末	前年度末
栃木県	店 67（うち出張所 8）	店 70（うち出張所 11）
埼玉県	17（1）	17（1）
群馬県	2（－）	2（－）
東京都	1（－）	1（－）
茨城県	1（－）	1（－）
合計	88（9）	91（12）

注．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を117ヵ所設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所

・本店営業部	旭町出張所	（栃木県宇都宮市）
・大田原支店	野崎出張所	（栃木県大田原市）
・足利支店	山川町出張所	（栃木県足利市）

注1．当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

・本店営業部	旭町出張所	（栃木県宇都宮市）
・大田原支店	野崎出張所	（栃木県大田原市）
・足利支店	山川町出張所	（栃木県足利市）
・大田原支店	ダイユー野崎店出張所	（栃木県大田原市）
・栃木支店	とりせん栃木店出張所	（栃木県栃木市）
・石井町支店	石井町出張所	（栃木県宇都宮市）

2．当年度において次の店舗外現金自動設備を廃止いたしました。

・栃木西支店	とりせん栃木駅前南出張所	（栃木県栃木市）
・大田原支店	野崎出張所	（栃木県大田原市）
・鶴田支店	鶴田駅前出張所	（栃木県宇都宮市）
・せんげん台支店	タジマ越谷せんげん台出張所	（埼玉県越谷市）
・鹿沼支店	鹿沼市役所出張所	（栃木県鹿沼市）

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	1,565

ロ. 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
武里支店新築	311
栃木支店新築	430
合計	742

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ．親会社の状況

該当ありません。

ロ．子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社とちぎんビジネスサービス	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地5	物品運送業務等	1986年12月10日	20	100	
株式会社とちぎん集中事務センター	宇都宮市鶴田町字滝の原3333番地6	営業店整理事務の集中管理業務等	1996年10月1日	10	100	
株式会社とちぎんカード・サービス	宇都宮市江野町1番12号	クレジットカード業務等	1991年3月12日	20	5	
株式会社とちぎんリーシング	宇都宮市松が峰1丁目3番20号	リース業務・保証業務	1992年6月10日	30	10	
とちぎんTT証券株式会社	宇都宮市池上町4番4号	金融商品取引業	1945年2月28日	301	60	

注１．上記の重要な子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．当連結会計年度の経常収益は42,461百万円（前連結会計年度比1.35%減）となりました。また、経常利益は4,432百万円（前連結会計年度比24.92%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,822百万円（前連結会計年度比27.76%増）となりました。

重要な業務提携の概況

１．第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
２．第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
３．第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
４．ゆうちょ銀行との提携により、SCS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
５．セブン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し･入金のサービスを行っております。
６．イオン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込のサービスを行っております。
７．ローソン銀行との提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し･入金のサービスを行っております。
８．イーネットとの提携により、現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2．会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2019年度末現在)

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職
黒　本　淳之介	取締役頭取（代表取締役）	秘書室・監査部・経営戦略室担当	
植　木　　栄	取締役副頭取（代表取締役）	人事部・資金運用部・事務システム部担当	
猪　俣　佳　史	専務取締役	営業統括部・個人ローン部・法人営業部・金融サービス部担当	
下　山　孝　治	常務取締役	経営企画部・コンプライアンス統括部・総務部担当	
橋　本　佳　明	常務取締役	リスク管理室・審査部・個人ローン審査室・資産査定室・管理部担当	
近　藤　　浩	取締役本店営業部長		
砂　山　直　久	取締役事務システム部長		
仲　田　裕　之	取締役越谷支店長		
麻　生　利　正	取締役（社外取締役）		
亀　岡　晶　子	取締役（社外取締役）		弁護士
北　山　公　久	常勤監査役		
栗　原　弘　一	常勤監査役		
塚　本　美貴吉	監査役（社外監査役）		芳賀通運株式会社代表取締役
西　江　　章	監査役（社外監査役）		弁護士
(当年度中に退任した役員)			
荒　井　　卓	取締役副頭取（代表取締役）	2019年６月27日退任（任期満了）	
井　橋　吉　一	取締役（社外取締役）	2019年６月27日退任（任期満了）	
小　林　隆　雄	常勤監査役	2019年６月27日退任（任期満了）	

注１．取締役 麻生利正及び亀岡晶子は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役 塚本美貴吉及び西江章は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．社外取締役である麻生利正、亀岡晶子並びに社外監査役である塚本美貴吉、西江章の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
４．当年度中に退任した役員の地位は退任時のものです。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　分	支給人数（名）	報酬等
取締役	12	185（　50）
監査役	5	38（　－）
計	17	223（　50）

注１．上記の支給人数には、当該事業年度中に退任した取締役２名、監査役１名が含まれております。
２．報酬等の欄には下記のものが含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額　26百万円
・役員賞与の額　23百万円
３．上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与33百万円、賞与10百万円を支払っております。
４．取締役の報酬は、2007年６月28日開催の第104期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まない。）と決議頂いておりますが、2012年６月28日開催の第109期定時株主総会において、この報酬額とは別額で、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、年額60百万円以内と決議頂いております。
５．監査役の報酬は、1993年６月29日開催の第90期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議頂いております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
麻生　利正	社外取締役は、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
亀岡　晶子	同上
塚本　美貴吉	社外監査役は、会社法第423条第１項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとする。
西江　　章	同上

３．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況	銀行と兼職先法人等との関係
塚本　美貴吉	芳賀通運株式会社　代表取締役	取引先（融資取引有）

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
麻生　利正	5年９ヵ月	当期開催の取締役会11回すべてに出席しております。	地方自治の執行者として培われた豊富な知識と経験を活かし、毎回複数回、議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
亀岡　晶子	９ヵ月	当期開催の取締役会９回すべてに出席しております。	弁護士として培われた豊富な知識と経験を活かし、７月、９月、10月、11月の取締役会において審議等に必要な質問、発言を行っております。
塚本　美貴吉	11年９ヵ月	当期開催の取締役会11回すべてに出席しております。また、当期開催の監査役会12回すべてに出席しております。	会社経営者としての十分な知識と経験を活かし、４月、７月、９月、12月、１月、２月に複数回、議案の審議等に必要な質問、発言を行っております。
西江　　章	3年９ヵ月	当期開催の取締役会11回すべてに出席しております。また、当期開催の監査役会12回すべてに出席しております。	弁護士として培われた豊富な知識と経験を活かし、ほぼ毎月の取締役会において審議等に必要な質問、発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数（名）	銀行からの報酬等
報酬等の合計	5	16

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　　212,000千株
発行済株式の総数　　109,608千株

注．株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

9,943名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	6,544	6.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,495	6.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,752	4.55
栃木銀行行員持株会	4,343	4.16
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT（常任代理人　香港上海銀行東京支店　カストディ業務部）	2,140	2.05
株式会社東和銀行	2,010	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,976	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,955	1.87
明治安田生命保険相互会社	1,841	1.76
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,807	1.73

注１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　３．持株比率は、株式数を発行済株式数（自己株式を除く）で除して算出しております。
　４．当行は、2020年３月31日現在、自己株式を5,229千株保有しておりますが、上記から除外しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取　締　役 (社外役員を除く)	①名称：株式会社栃木銀行第１回新株予約権 ②新株予約権の数：108個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　10,800株 ④新株予約権の行使期間：2012年７月18日から 2042年７月17日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	２人
	①名称：株式会社栃木銀行第２回新株予約権 ②新株予約権の数：249個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　24,900株 ④新株予約権の行使期間：2013年７月18日から 2043年７月17日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	４人
	①名称：株式会社栃木銀行第３回新株予約権 ②新株予約権の数：236個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　23,600株 ④新株予約権の行使期間：2014年７月16日から 2044年７月15日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	４人
	①名称：株式会社栃木銀行第４回新株予約権 ②新株予約権の数：157個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　15,700株 ④新株予約権の行使期間：2015年７月15日から 2045年７月14日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	４人
	①名称：株式会社栃木銀行第５回新株予約権 ②新株予約権の数：371個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　37,100株 ④新株予約権の行使期間：2016年７月16日から 2046年７月15日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	５人
	①名称：株式会社栃木銀行第６回新株予約権 ②新株予約権の数：397個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　39,700株 ④新株予約権の行使期間：2017年７月15日から 2047年７月14日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	５人
	①名称：株式会社栃木銀行第７回新株予約権 ②新株予約権の数：545個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　54,500株 ④新株予約権の行使期間：2018年７月14日から 2048年７月13日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	６人
	①名称：株式会社栃木銀行第８回新株予約権 ②新株予約権の数：1,587個 ③目的となる株式の種類及び数：普通株式　158,700株 ④新株予約権の行使期間：2019年７月13日から 2049年７月12日まで ⑤権利行使価格（１株あたり）：１円	８人
社外取締役	－	－
監　査　役	－	－

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員　　小松　聡 指定有限責任社員 業務執行社員　　津曲秀一郎	72	(会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由) 監査役会は、取締役、行内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

注１．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
２．当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
３．当行、子会社及び子法人等（非連結の子会社及び子法人等を除く）が会計監査人に対して支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は73百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提案いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当該方針は特に定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役は、「行是」「経営理念」の精神を尊重し、「取締役行動基準（取締役会規程付則)」「取締役の責務（コンプライアンス・マニュアル)」等を具体的な行動規範として活用する。
② コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する統括部署を定め、コンプライアンス体制の整備・維持を図る。
③ 「法令等遵守規程」をはじめとするコンプライアンス関係規程や本支店の組織体制を整備し、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、全職員にコンプライアンスの重要性について徹底する。

④ 事業年度毎の具体的な「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンス活動を実施する。
⑤ 不正行為に関する通報を受け付ける内部通報制度を設け、業務の健全性・適切性を確保する。
⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定める。
② 取締役の職務執行に関する情報については、法令及び「文書取扱要領（文書の保存及び管理に関する当行要領）」等に基づき、取締役会議事録及びその他の文書等を保存・管理する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理基本規程」をはじめとするリスク管理規程体系を整備する。
② 各種リスクの種類毎に管理担当部署を定め、リスク特性に応じた管理体制を構築し、総合的な管理を行う統括部署を定める。
③ 取締役会及び経営会議等では、定期的に報告を受けるとともに必要な決定を行う。
④ 大規模災害等の不測の事態を想定した「コンティンジェンシープラン」等を策定し、業務継続性確保のための体制を整備・構築する。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 意思決定の迅速化とプロセスの明確化を確保するため「経営会議」等を設置し、重要事項についての意思決定を効率的に行う体制を構築する。
② 執行役員制度により、経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、経営機能と業務執行機能の双方の強化、迅速化を図る。
③ 「業務分掌規程」・「職務権限規程」を制定し業務執行における各職位の権限と責任を明確にし、効率的な職務執行体制を構築する。

(5) 次に掲げる体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当行の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
・当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当行の子会社の取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制
・当行の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループ）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規程」に基づき、当行主管部が協議・報告を受けるとともに、関連会社業務の執行に際して適切な管理・指導を行う体制とする。
② 当行のコンプライアンス規程等に準じて諸規程を定め、コンプライアンス体制の確立を図るとともに、当行グループとして適正な体制が確保されるように努める。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、適正な人員を配置し補助業務への従事体制を確保する。
② 当該使用人の人事に関する事項については監査役の同意を得る。
③ 必要に応じて内部監査部門を中心とした関係各部門がサポートする体制を構築する。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

① 監査役の要請に応じて監査に必要な報告及び情報提供を行う体制を構築する。
② 業務の健全性・適切性を確保するため、内部通報制度等に基づき、監査役へ報告する。
③ 内部通報制度に基づき報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を構築する。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役に対する内部監査部門をはじめ各部門の協力補助体制を構築する。
② 監査役は、取締役会・経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることが出来る体制を構築する。
③ 監査役がその職務の執行について、当行に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署においてその効率性及び適正性に留意し、速やかに当該費用等を処理する。
④ その他、取締役及び使用人は「監査役会規程」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」に定めのある事項を尊重する。

また、当期（2019年４月から2020年３月まで）中における内部統制決議の運用状況の概要は次の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、当期コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しました。またコンプライアンス委員会を当期中11回開催し、コンプライアンス体制の整備・維持を図りました。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

当行ではセキュリティポリシー及び文書取扱要領等に則り、取締役会議事録等の文書を保存・管理しました。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ALM委員会等では、各リスク管理所轄部署から定期的に各種リスクの状況等の報告を受け必要な決定を行っております。当期ALM委員会は12回開催しました。
2017年６月、有価証券等の運用における安定収益の持続的な確保とガバナンス強化を図るため、ALM委員会の機能を一部移管した市場運用委員会を新設し、当期は市場運用委員会を22回開催しました。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期において経営会議を59回開催し、所定の事項について効率的な意思決定を行いました。
なお、経営会議を社外取締役および社外監査役の豊富な知識・経験を活かし、客観的な意見や判断を取り入れ、活発な議論が行える場とするため、2020年４月１日より経営会議に社外取締役および社外監査役は出席し、意見を述べることが出来るよう規程を改正いたしました。
また、2019年11月にガバナンス会議規程を新設いたしました。これはガバナンス会議を任意の委員会として位置付け、社外取締役および社外監査役が取締役会における議論に積極的に貢献するために独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図る場とすること、また、取締役の指名・報酬など特に重要な事項に関する検討に当たり適切な関与・助言を行うことを規定しております。

(5) 当行の子会社の諸体制その他の当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は定期的に子会社・関連会社と意見交換会を開催しており（当期４回開催）、業務の執行に際して適切な管理・指導を行いました。

(6) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当行は、監査役の監査業務の強化を目的として監査役室を設置しており、監査職務を円滑に執行し、且つ内部監査部門との連携強化のため、監査部の職員１名を監査役室兼任として配置しております。

(7) 当行の取締役及び使用人並びに当行の子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

2015年10月より行内通報窓口として常勤監査役を追加し、さらに2019年１月より社外監査役２名を追加し、コンプライアンス体制を強化しております。

(8) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当行の監査役は、当期中の取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しました。
また、当行の監査役は、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い、相互の連携を図りました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第117期末貸借対照表

2020年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**382,460**
現金	36,726
預け金	345,733
コールローン	**3,696**
商品有価証券	**133**
商品国債	58
商品地方債	75
金銭の信託	**1,415**
有価証券	**530,223**
国債	93,527
地方債	54,303
社債	108,177
株式	10,398
その他の証券	263,816
貸出金	**1,948,753**
割引手形	7,095
手形貸付	106,614
証書貸付	1,713,747
当座貸越	121,296
外国為替	**2,422**
外国他店預け	2,419
取立外国為替	3
その他資産	**22,303**
未収収益	1,709
金融派生商品	0
その他の資産	20,593
有形固定資産	**21,922**
建物	6,726
土地	13,619
リース資産	577
建設仮勘定	127
その他の有形固定資産	870
無形固定資産	**481**
ソフトウエア	198
リース資産	29
その他の無形固定資産	253
前払年金費用	**262**
繰延税金資産	**7,502**
支払承諾見返	**3,236**
貸倒引当金	**△ 12,514**
資産の部合計	**2,912,299**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**2,712,273**
当座預金	60,049
普通預金	1,587,641
貯蓄預金	35,930
通知預金	429
定期預金	1,006,552
定期積金	11,720
その他の預金	9,949
譲渡性預金	**26,482**
借用金	**400**
借入金	400
外国為替	**30**
売渡外国為替	13
未払外国為替	16
その他負債	**12,729**
未払法人税等	973
未払費用	867
前受収益	879
給付補填備金	1
金融派生商品	0
リース債務	669
その他の負債	9,338
賞与引当金	**800**
役員賞与引当金	**16**
退職給付引当金	**53**
睡眠預金払戻損失引当金	**276**
偶発損失引当金	**222**
再評価に係る繰延税金負債	**1,052**
支払承諾	**3,236**
負債の部合計	**2,757,575**
（純資産の部）	
資本金	**27,408**
資本剰余金	**26,150**
資本準備金	26,150
利益剰余金	**111,482**
利益準備金	1,745
その他利益剰余金	109,737
別途積立金	106,987
繰越利益剰余金	2,750
自己株式	**△ 2,346**
株主資本合計	**162,694**
その他有価証券評価差額金	**△ 7,187**
土地再評価差額金	**△ 892**
評価・換算差額等合計	**△ 8,079**
新株予約権	**107**
純資産の部合計	**154,723**
負債及び純資産の部合計	**2,912,299**

第117期損益計算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

（単位：百万円）

科目		金額
経常収益		**39,045**
資金運用収益	**26,607**	
貸出金利息	20,815	
有価証券利息配当金	5,393	
コールローン利息	59	
預け金利息	333	
その他の受入利息	4	
役務取引等収益	**7,482**	
受入為替手数料	1,750	
その他の役務収益	5,732	
その他業務収益	**3,923**	
外国為替売買益	33	
国債等債券売却益	3,589	
その他の業務収益	301	
その他経常収益	**1,031**	
償却債権取立益	358	
株式等売却益	262	
金銭の信託運用益	4	
その他の経常収益	407	
経常費用		**35,106**
資金調達費用	**477**	
預金利息	468	
譲渡性預金利息	9	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,756**	
支払為替手数料	343	
その他の役務費用	3,413	
その他業務費用	**987**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	500	
金融派生商品費用	84	
その他の業務費用	400	
営業経費	**23,938**	
その他経常費用	**5,945**	
貸倒引当金繰入額	2,584	
貸出金償却	1,110	
株式等売却損	1,542	
株式等償却	307	
その他の経常費用	400	
経常利益		**3,939**
特別利益		**124**
固定資産処分益	124	
特別損失		**452**
固定資産処分損	17	
減損損失	434	
税引前当期純利益		**3,611**
法人税、住民税及び事業税	**1,692**	
法人税等調整額	**170**	
法人税等合計		**1,862**
当期純利益		**1,748**

連結貸借対照表

2020年３月31日現在

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	383,947
コールローン及び買入手形	3,696
商品有価証券	133
金銭の信託	1,415
有価証券	529,368
貸出金	1,948,143
外国為替	2,422
その他資産	34,584
有形固定資産	22,241
建物	6,768
土地	13,717
建設仮勘定	127
その他の有形固定資産	1,627
無形固定資産	524
ソフトウェア	235
その他の無形固定資産	288
繰延税金資産	8,068
支払承諾見返	3,236
貸倒引当金	△ 13,062
資産の部合計	2,924,722

科目	金額
（負債の部）	
預金	2,709,404
譲渡性預金	26,482
借用金	2,959
外国為替	30
その他負債	18,451
賞与引当金	888
役員賞与引当金	26
退職給付に係る負債	2,007
睡眠預金払戻損失引当金	276
偶発損失引当金	222
特別法上の引当金	5
再評価に係る繰延税金負債	1,052
支払承諾	3,236
負債の部合計	2,765,045
（純資産の部）	
資本金	27,408
資本剰余金	26,235
利益剰余金	112,012
自己株式	△ 2,346
株主資本合計	163,310
その他有価証券評価差額金	△ 7,188
土地再評価差額金	△ 892
退職給付に係る調整累計額	△ 1,388
その他の包括利益累計額合計	△ 9,468
新株予約権	107
非支配株主持分	5,727
純資産の部合計	159,677
負債及び純資産の部合計	2,924,722

連結損益計算書

2019年４月１日から2020年３月31日まで

（単位：百万円）

科目		金額
経常収益		**42,461**
資金運用収益	**26,594**	
貸出金利息	20,799	
有価証券利息配当金	5,396	
コールローン利息及び買入手形利息	59	
預け金利息	333	
その他の受入利息	5	
役務取引等収益	**8,034**	
その他業務収益	**4,516**	
その他経常収益	**3,316**	
償却債権取立益	358	
その他の経常収益	2,957	
経常費用		**38,028**
資金調達費用	**501**	
預金利息	468	
譲渡性預金利息	9	
借用金利息	23	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**3,424**	
その他業務費用	**986**	
営業経費	**25,418**	
その他経常費用	**7,697**	
貸倒引当金繰入額	2,528	
その他の経常費用	5,168	
経常利益		**4,432**
特別利益		**134**
固定資産処分益	134	
金融商品取引責任準備金取崩額	0	

科目		金額
特別損失		**452**
固定資産処分損	18	
減損損失	434	
税金等調整前当期純利益		**4,113**
法人税、住民税及び事業税		**1,828**
法人税等調整額		**180**
法人税等合計		**2,009**
当期純利益		**2,104**
非支配株主に帰属する当期純利益		**282**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,822**

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社 **栃木銀行**
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松 聡 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 津曲 秀一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社 栃木銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松 聡 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 津曲 秀一郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社栃木銀行の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社栃木銀行 監査役会

常勤監査役　北山公久　㊞

常勤監査役　栗原弘一　㊞

社外監査役　塚本美貴吉　㊞

社外監査役　西江　章　㊞

（注）監査役塚本美貴吉、西江章は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

MEMO

【定時株主総会会場ご案内図】

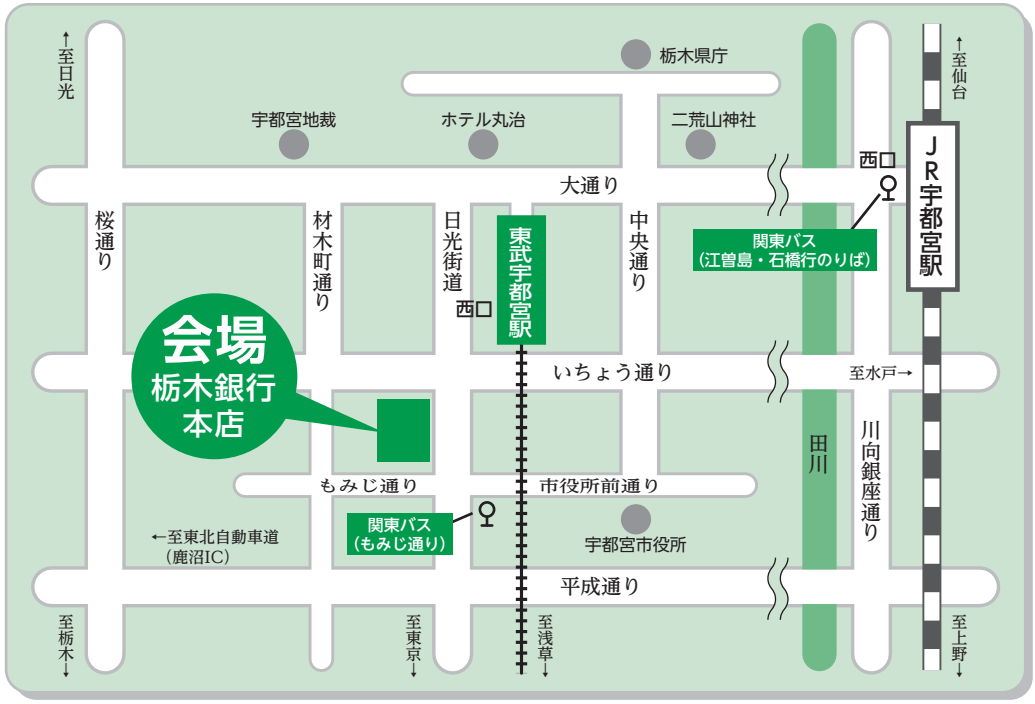

会　場　栃木銀行本店６階大会議室

栃木県宇都宮市西２丁目１番18号　TEL 028-633-1241（代表）

※昨年と会場が変更になっておりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

最寄駅　①東武宇都宮駅下車　　徒歩約**5**分

②JR宇都宮駅下車、関東バス
（江曽島・石橋行 もみじ通り下車）　　約**15**分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。